

第3章 ボランティア活動

災害発生後、国内外から多数のボランティアが駆けつけ、救援物資の搬出・搬入、避難所の運営、安否確認、炊き出し、水くみ、介護等各種のニーズに対応する多種多様な活動が行われた。1ヵ月間に活動した一般ボランティアは、延べ62万人と推計される。

活動区分ごとで一日当たりのボランティアの数は、避難所12,000人、物資搬出入3,700人、炊き出し準備・地域活動等4,300人と推計され、一日平均ボランティア数は20,000人にのぼる。

(なお、この推計は、避難所緊急パトロール隊による実態調査、各市町対策本部への電話照会、活動団体への電話照会を基に算定した)

混乱した状況下でのボランティアのめざましい活動ぶりは、被災者に多くの勇気と希望を与え、その人間愛から出た献身的な姿に、内外から賞賛の声が上がった。また、被災者同士が互いに励まし合い、分かち合う姿も地域の随所で見受けられた。

本県では、県下の全市町ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを設置し、ボランティア活動の推進体制の整備を図ってきたが、予想をはるかに超えた今回の災害では、大量のボランティアニーズと活動者を効果的に結び付けることは困難であった。県としては、市町レベルでの取り組みに加え、県ボランティアセンターと一体となり、ボランティア活動の広域調整やニーズの把握等を行うこととした。

第1節 震災発生直後のボランティア活動

阪神・淡路大震災の発生とともに、救援物資の搬出・搬入や避難所の運営、被災者の在宅支援など、多種多様なボランティアのニーズが生じた。兵庫県には、住民のボランティア活動の拠点となるボランティアセンターが全市町社会福祉協議会に設置されているが、被災地ではセンターの職員が被災したり、センター自体が避難所になるなどして、災害発生直後は、その機能を十分に発揮できない状況となった。

しかし、今回の震災が広範囲にわたったことや被害の甚大さから、ボランティアの活動範囲が広域にわたるとともに、ボランティアのニーズも日を追うにつれて増えていった。また、こうした状況がマスコミ等で報道されると、県内はもとより全国から、ボランティアの申し出が殺到するようになった。

一方、県内外および海外のボランティア団体やNGO団体が、続々と現地に入り、活動を開始した。1月20日には「地元市民(NGO)救援連絡会議」(後に「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」となる)や「阪神大震災被災地の人々を応援する市民の会」などが発足し、それぞれの団体間でネットワークを組織し、連絡を取り合いながら、独自の救援活動の輪を広げていった。

県ではボランティアニーズの増大に備え、震災発生直後からボランティア活動への支援方策の検討や活動実態の把握に努めた。

第2節 一般ボランティア活動への支援

1 市町ボランティアセンター

ボランティアの需給調整は、住民に最も身近な市町ボランティアセンターで実施し、県ボランティアセンターや県は、市町ボランティアセンターの機能を支援する役割を担っている。

1月22日の週になると、各市町のボランティアセンターの機能も回復しはじめ、ボランティアの登録・斡旋や相談、情報提供など、本来業務の活動体制が整い始めた。しかし、依然、混乱も続き、刻々と変化する市町内の避難所や地域のニーズ把握は困難を極めたため、県の把握したニーズをもとに需給調整する場面もみられた。また、各市町ボランティアセンターでは、登録者を効果的にニーズに結び付けることが困難なケースも発生した。

2 県災害対策総合本部緊急生活救援部ボランティア推進班と県ボランティアセンター

県では、市町ボランティアセンターの需給調整機能の支援を行うため、1月22日県災害対策総合本部緊急生活救援部にボランティア推進班を設置した。構成は、県における一般ボランティアの担当室である県福祉部長寿社会政策局すこやかな社会づくり推進室と県社会福祉協議会のボランティアセンターとで編成された。また、ボランティア活動の推進に係る県、県ボランティアセンター（社会福祉協議会）、市町ボランティアセンター（社会福祉協議会）の役割を明確にした。県としては、市町レベルでの取り組みに加えて、県ボランティアセンターと一体となり、ボランティア活動の広域調整やニーズ把握等を中心にボランティア活動の支援を行うこととし、この体制について庁内各課および県内市町社会福祉協議会に周知を行った。

（参考）別添資料「阪神・淡路大震災に係るボランティア情報の流れ図」

(1) 広域調整と情報提供

県ボランティアセンターと一体となり、広域的なボランティア活動の登録・斡旋・相談などを行うこととした。また、広域のボランティアニーズについては、県のボランティア推進班で集約し、報道機関に資料配布を行い、全国的にボランティア希望者を募ることとした。

その主なものは、1月22日の日赤兵庫県支部（救援物資配送車の道路案内、救援物資の搬入搬出補助）、西宮市、宝塚市のボランティアセンター（救援物資の整理等）を皮切りに、23日日赤兵庫県支部（外国人の安否確認）、25日兵庫県南部地震聴覚障害者対策本部（手話通訳）、兵庫県社会福祉事業団（被災者の介護、施設の応急復旧）、27日兵庫県企画部（被災者ホームステイのパソコン入力事務等）、30日神戸ゆうゆうの里（運転ボランティア、マイクロバスの提供等）、2月14日兵庫県企画部（ミニFM放送局のアナウンサー、アシスタント）の募集などである。

新聞・テレビ・ラジオ等報道機関を通じた募集は、非常に速効性があり、ほとんどの場合一両日中に募集人員が得られた。

(2) ニーズと実態把握

ボランティア活動の支援にあたっては、ニーズ把握が重要であることから、避難所緊急パトロール隊（詳細は第2節、Ⅲ-3参照）や救護対策現地本部の活動等を通じてニーズ把握に努め、市町ボランティアセンターに情報提供するなど、市町ボランティアセンターの活動を側面から支援することとした。

このほか、県内のボランティア活動の実態を把握するため、避難所や救援物資の搬出入拠点、地域におけるボランティア活動者数の把握、被災市町（10市10町）ボランティアセンターにおけるボランティア申し出状況をまとめるとともに、ボランティア活動に関する各種問い合わせへの対応、連絡調整も行うようになった。また、県内各地に発足した民間ボランティア団体のネットワーク組織の把握に努め、ボランティア希望者に連絡先を紹介するなどした。

県内被災市町ボランティアセンター等におけるボランティア申し出状況（電話照会）は、次表のとおりである。

月 日	1・24	1・26	1・28	1・30	2・5	2・10	2・15
累 計	7,403	11,735	12,964	14,311	21,764	23,959	27,450

対象：神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町、県、ならびに兵庫県災害対策総合本部緊急生活救援部ボランティア推進班

1月25～27日にかけて、避難所緊急パトロール隊の協力を得て、避難所におけるボランティアニーズ調査を実施し、各避難所のボランティアの要望状況を把握した。要望の内容は、物資の搬入・整理、清掃、医療・救護などの活動に携わるボランティア派遣希望が多く、ほとんどの避難所がボランティアの不足を訴えていた。

集約した要望については、各市のボランティアセンターに連絡し、県と市が連携をとりながら、需給調整にあたることになった。続いて、第2回目の調査を、1月31日～2月2日にかけて行った。

避難所のボランティアニーズは、住民に最も身近な市町ボランティアセンターが把握していると考えられるが、各市町は住民の緊急の生活救援に追われ、ニーズ把握にまで手が回らない状況であったため、県が情報を把握し各市町に情報提供する方式をとった。混乱期にあってはこのような方法が有効に働いたと考えられる。

3 活動の拠点と活動者の増加

2月に入ると、避難所の運営も軌道に乗り、また、それに携わるボランティアの活躍が新聞等に報道された。被災者の立場に立ち、何ができるかを考え、行動するボランティアの姿に、内外から賞賛の声が上がった。各市の市役所や区役所内には、次々とボランティアルームが設置され、活動拠点となった。「コープこうべ」でも、組合員のボランティア活動の推進拠点として「コープボランティアセンター」を設置している。

この頃になると、ボランティアセンターや民間団体のルート、または独自のルートを通して、多くのボランティアが活動に携わるようになってきたことから、避難所等のボランティアニーズも、徐々に減少し始めた。特に、東からの交通の便が良かった西宮市、芦屋市には、県外から多くのボランティアが入ってきたことにより、ボランティアの不足もかなり解消されるようになった。反対に、ボランティア活動希望者は、日を追って増え続けていった。

また、避難所等からのボランティアニーズも高度化し、長期（最低でも1～2週間）のボランティア活動者を希望するところが多くなり、1日、2日といった短期かつ単発的なボランティア希望者は受け入れ先から敬遠される傾向が生じてきた。

このほか、被災者に少しでも温かい食事をとってもらおうと、避難所や公園などで豚汁やうどん、焼きそばなどの炊き出しを数百食、数千食単位で行う炊き出しボランティアが各地から続々とかけつけた。

本県ではかねてから「こころ豊かな兵庫」をめざす県民運動が展開され、それぞれの団体により各種の実践運動が行われている。このたびの震災においても、被災地ならびに被災地以外の「こころ豊かな人づくり500人委員会」「ココロクラブ」などの実践運動団体により、従来の活動の延長・発展形態として、救援物資の搬送、募金、炊き出しなどの支援活動が行われはじめた。

4 社会福祉協議会のボランティア活動支援

県社会福祉協議会ボランティアセンターにおいても、震災直後からボランティアの申し込みが殺到したので、被災地の市町社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図りながら、ボランティアの相談、調整を行った。特に、県社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、個人からのボランティア活動の申し出に加え、各種団体からの問い合わせが多かった。

2月に入り、各被災地の社会福祉協議会を訪問して現場の活動状況を把握し、県下の被災地以外から被災地へのボランティア派遣システムを構築するなど、広域的なボランティアの支援体制を組織した。

厚生省、全国社会福祉協議会、近畿ブロック府県社会福祉協議会、大阪府等が中心となり、1月23日、大阪府社会福祉協議会内に「社会福祉関係者救援合同対策本部」を設置し、西宮市に現地事務所を設置してボランティア活動を展開するとともに、県外からのボランティアについては、大阪府社会福祉協議会が窓口となって需給調整を行うようになった。その後、加古川市、津名郡一宮町、芦屋市、神戸市兵庫区に次々と現地事務所を開設し、地域の福祉ニーズに対応したきめの細かい活

動を展開した。

また、ボランティア活動中に活動者自身がけがをしたり、第三者の身体等に損害を与えた場合等に、金銭的な保障をするボランティア保険制度が設置されている。本県では従来から、県社会福祉協議会が「兵庫県ボランティア災害共済」等を設けているが、今回の震災後、あらたに余震によるけがを保障対象とする「天災危険担保付行事用保険」を設置するほか（1月26日）、特例措置として電話連絡のみで加入できることとなった。

なお、2月1日から社団法人日本損害保険協会では、被災市町におけるボランティア活動者の保険料（余震によるけが等も対象）の1カ月分を負担し、各自治体への義援金とすることとした。神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、北淡町がそれぞれ協会に申し出を行い、これらの市町におけるボランティア登録者はこの保険の対象とされた。

第3節 共に生きる心に支えられて

－1カ月間の近隣共助とボランティア活動を振り返って－

今回の大震災で私たちは、愛する家族や友人を亡くし、住み慣れた住居やまちなみが損壊するなど、多くの大切なものを失った。

こうした中であって、被災者の沈着冷静な行動や、県内はもとより国内外からいち早くかけつけた多くのボランティアの献身的な活動は、震災から力強く立ち上がろうとする被災者一人ひとりにとって何よりの励ましとなった。

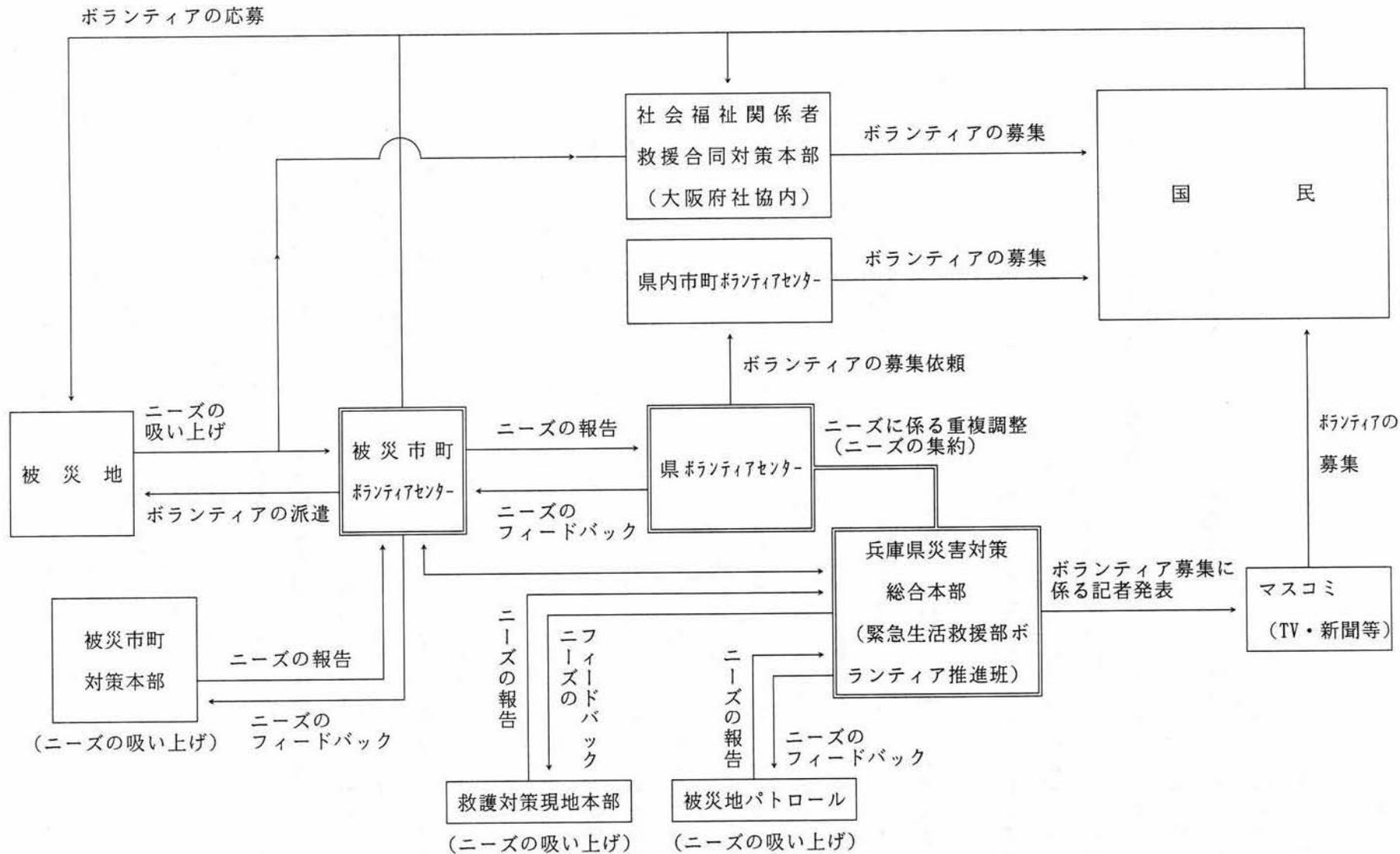
国連ボランティア名誉大使として活躍されている中田武仁さんが、震災後すぐ被災者のために多額の義援金を届けられたときに、「ボランティアの皆さんは、被災者の方々がかわいそうと思って支援しているのではないと思います。厳しい状況の中で、お互いに励まし合って復興に向かって立ち上がる被災者のお姿に、人間として共感を覚え一緒に行動したいという気持ちが、これだけ多くの支援となっているのだと思います。」と語られた。

かつてない規模のボランティアが、被災者の生活の救援や救護のために、実にさまざまな活動に従事し、被災者と心をつなげて復興に立ち上がろうと懸命の支援をしたことは、共に生きるという考え方を基本として、“こころ豊かな兵庫”をめざしてきた県政の理念を、多くの人々と共有し合っていることの証左であり、21世紀の輝ける兵庫の復興にとって明るい希望の灯をともした。

さらに、このようなボランティアの励ましと支援の中で、避難所の運営にも避難者自らが積極的に乗り出し、ボランティアと一体になりながら自主運営の気運が生まれてきた。

こうしたボランティアの温かい奉仕の心に応えるためにも、今後、本県としてはボランティア活動の輪を一層広げていく先導的な役割と責任があるものと考えており、ボランティアの幅広い意見や提言を聞きながら、住民とのふれあい交流も含めたボランティア間のネットワークの構築や拠点づくり等、ボランティア活動支援のための研究、検討を進めていくことにしている。

阪神・淡路大震災に係るボランティア情報の流れ



第4章 復興に向けて

第1節 復興への始動

未曾有の大震災に対する対策を大きく三段階に分けると、まず、人命救助・消火活動をはじめ、緊急生活物資の確保輸送、避難住民や被災住民の生活救援などの初動の緊急対策があり、次いで、被災者への財政的な支援や仮設住宅等の確保など生活再建支援対策、余震や降雨による二次災害防止対策、そして電気・水道・ガスをはじめ公共交通機関の復旧も含めたライフライン対策などが第二段階となり、第三段階として、交通や都市基盤、住宅、産業の復興など本格的な復興に向けた取り組みを進めていくということになる。

しかしながら、これらの対策は、必ずしも時間的な経過とともに明確な区分ができるものではなく、相互に密接な関わりを持ちながら、一体的重層的に進められていくものであると言える。

そして、震災対策の目標が、単に災害による被害を修復して従前の状態に戻すという言わば現状復旧をめざすものではなく、その教訓をもとに二度と大規模な災害を起さないということにあることからしても、本格的な復興への取り組みは早期に始動することが求められる。また、復興へのいち早い立ち上がりは、被災住民に未来への夢をもたらし、明日へのエネルギーを生み出していく原動力ともなると言える。

こうした認識のもと、本県では、緑豊かな六甲連山から瀬戸内海に至る美しい街並みを取り戻し、世界に誇れる都市づくりを進めていく決意のもと、初動の緊急対策の段階から、復興計画の検討に取り組んだところである。

第2節 ひょうごフェニックス計画の提案

1 新都市再生戦略ビジョン作成方針（案）の作成

奇しくも戦後50年を迎えての苦難に対して、不死鳥の如くよみがえることをめざし、震災直後から学識者の意見も求めながら、復興ビジョンの基本的理念や戦略的手法等について内々の基本的な検討を開始し、1月22日には、災害対策本部総合対策部に新都市再生戦略ビジョンワーキングチームを編成し、庁内での横断的な体制による検討に着手、27日には「新都市再生戦略ビジョン作成方針（案）」としてとりまとめた。

それは、100年の大計に基づき、防災都市づくりを基本に、人間都市、ネットワーク都市、未来都市、新産業都市づくりをめざそうというものであり、神戸・阪神南部臨海地域の遊休工場跡地や埋立地などのウォーターフロント空間を活用して、福祉のまちづくりにも配慮した21世紀型の臨海住宅都市をつくとともに、内陸部の面的な被災地域には、大規模な阪神大震災記念公園や防災公園などを整備して行くことを提案している。さらに、防災都市構造の構築をめざした主な新都市再生事業として、防災ハイウェイの整備、ライフライン共同溝の設置、高度情報通信基盤の整備、新防災基準による公共・防災施設の整備などを検討するとともに、こうした事業の重点的な推進のためには現行法制度を

越えた新規立法措置が必要であると指摘した。

2 ひょうごフェニックス計画の提案

(1) 都市再生戦略策定懇話会の設置

新都市再生に向けた庁内チームの検討取りまとめを手始めに、今後の復興に向けての基本計画となる「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の作成に向け、防災、都市、交通、建築、産業、財政、情報、医療などの分野においてわが国を代表する学識経験者20名からなる「都市再生戦略策定懇話会」（座長 新野幸次郎元神戸大学学長）を設置して、3月中・下旬を目途に、防災構造を持ち、活力ある成熟社会を先導する21世紀型の新しい都市づくりへの提言「都市再生戦略ビジョン」づくりを進めることとした。

こうした中、1月29日に開催された臨時県議会において、知事から、今後の復興方針については、今回の尊い犠牲に報いるため、この大災害の教訓を生かし、災害に強いまち、都市と農山漁村が手をつなぐまち、世界に開かれたまちづくりを進めて、国内外に誇りうる21世紀の都市をつくっていく決意を明らかにした。

2月11日に第1回の懇話会が開催され、被災状況の報告に引き続き、各委員の討議の参考に供するため、都市再生戦略ビジョンの基本的な考え方や内容、復興事業のイメージなどについて説明し、各委員から、それぞれの専門的立場から活発な意見や提言が出された。

（参考）討議資料「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の概要

ア ビジョンづくりのめざすもの

阪神・淡路大震災による都市機能の破壊は、阪神諸都市に止まらず、日本全体の社会経済活動に多大の影響を与えるものであり、また一方、成熟社会をめざした経済社会構造の変革に対応していくため、阪神・淡路地域の復興は高齢化や福祉化に対応した21世紀の活力に富む地域構造のモデルにしていくことを基本理念として、そのための都市再生ビジョンを作成する。

イ 復興にかける考え方

これまでの効率性、利便性を重視した都市づくりの反省の上に、①「災害に強いまちづくり」、②高齢者や障害者が「安心して暮らせるまちづくり」、③「近隣が助け合うまちづくり」の重要性を認識しながら、都市のパラダイムを利便・迅速・効率から安全・安心・ネットワークにシフトさせ、“人間中心の都市づくり”を進める。

こうした考え方により、都市再生にかける戦略的課題として、危機管理システムを完備したまちづくり、共に助け合う人にやさしい福祉都市、国際的にも開かれた交流と共生のまち、そして、被災地域の個性と魅力を震災前にも増して磨きをかけていかなければならない。

ウ 復興計画の内容

大規模かつ深刻な震災からの早期復興のために、①民間主導の復興の促進、②新しい都市整備手法の創設、③国をあげての社会資本の整備が不可欠であり、復興計画の内容として検討されるべき項目としては、

- ・被災者の生活再建対策
- ・防災及び国土の保全に係る施設の整備
- ・復興に際しての新たな土地利用計画
- ・面的被害の大きい地区の復興計画の作成
- ・道路、鉄軌道、港湾、空港等の交通及び通信施設の復興と整備
- ・被災者住宅と新都市づくり
- ・教育・文化施設の復興と整備
- ・生活、保健衛生、社会福祉施設の復興と整備
- ・基幹産業、中小企業の復興及び雇用の安定

などがある。

なお、計画期間は10年間を設定し、さらに事業の緊急度をベースに三期に分けて、復興事業の内容や期間、手順を示すことが必要である。

これらの事業項目のうち、緊急度、優先度の最も高い戦略的な課題としては、

- ・フェール・セーフの重層的な陸海空の総合交通体系と情報通信システム及びライフラインの形成
- ・大規模用地確保による新しい住宅と市街地建設と震災記念公園の整備
- ・福祉のまちづくり、医療診療体制の整備、福祉コミュニティの形成
- ・神戸港の早期復興と県産業の復興
- ・世界の人々と共に生きる地域づくり

などがあり、国県関係市町の緊密な連携のもとに、政策的な優先順位の決定と被災者をはじめとする国民的な合意の形成を図っていかなければならない。

エ 復興事業のイメージ

① 災害に強いまち

防災都市指針づくり、新耐震設計基準、フェール・セーフの重層的な交通体系の形成、防災ハイウェイの整備、河川を軸とする都市防災帯の整備、防災公園の整備、震災記念・慰霊公園の建設、ライフラインの整備

② 安心して住めるまち

住宅再生3カ年計画の策定、新100年住宅の建設、被災地の計画的復興、新オフィス街の形成、WHO神戸センターと総合国際センターの創設、国立危機管理関西センターの誘致、大阪国際空港の機能充実、国際災害救済ボランティアセンターの創設

③ 助け合う温かい心の福祉のまち

福祉のまちづくり条例の強化、高齢者が安心して暮らせる町、救急・救援センターの整備、こころの復興プラン、交流と共生の都市連合

④ 活気ある産業のまち

神戸港など港湾の復興とその誘導策、産業活動の再開・再建復旧、新産業の創出、新産業の

導入基盤の整備、国際経済交流の推進、雇用の安定、高度情報通信基盤の整備

⑤ 人々が豊かに生きるまち

防災教育の普及、地域・職域の防災活動の高揚、新しいコミュニティの創造、生活重視の社会システムの確立

こうした戦略的復興事業の展開に際しては、社会経済をはじめとした社会的諸事情によりスケジュールどおりに進むとはかぎらない恐れも懸念されることから複数のシナリオを用意するとともに、資金面での官民の分担問題も重要な問題となる。

オ 推進の基本的方向

復興計画の推進に当たっては、先人が成し遂げた神戸のまちづくりの先例に学びながら、平成維新を起こす意気ごみで進めなければならない。

そのため、現行制度の最大限の活用はもとより、規制緩和などによる新しい手法の開発、そして、臨海部での21世紀型都市の整備と被災地区での震災記念公園の整備などを有機的に連携させながら、一体的な事業手法で進めていかなければならない。これには、民間主導の復興への誘導策としての税の減免や規制緩和、金融、また容積率の緩和や用地先行取得方策などの新しい都市整備手法、社会資本の重点投資のあり方などが検討されるとともに、阪神・淡路大震災復興特別措置法の制定が不可欠である。

また、復興計画の作成にとって肝要なことは、住民自らのまちづくりであり、民間主導の復興の促進であるほか、それぞれの自治体の長期総合計画との整合性を明確にしなければならない。

(2) ひょうごフェニックス計画作成に向けての今後の手順

都市再生戦略策定懇話会の中に、環境工学、土質工学、経済政策、財政学、経済人類学の専門家5名〔(委員長 新野幸次郎)その後、福祉論、医療等を加えて8名に拡充〕からなる企画委員会を設置し、第1回懇話会の開催に先立ち第1回企画委員会を開催して意見交換を行うとともに、11日の懇話会での多様な提言や意見を踏まえて、15日に第2回企画委員会において論議を深めた。今後、懇話会委員への意見照会も行いながら企画委員会を数回開催し、また、被災者の意見も十分に反映させながら、「都市再生戦略ビジョン」試案を作成し、3月中旬に開催予定の懇話会において討議を行い、3月中には「都市再生戦略ビジョン」を作成することとしている。

その後の取り組みとしては、分野別に設置され又は設置される予定の復興会議（産業復興会議、住宅復興会議、外国人県民復興会議は設置済み、保健医療福祉復興県民会議と交通基盤復興懇話会は設置予定）での検討結果も踏まえつつ、県民の幅広い意見の集約も行いながら、今年の6月には「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」を作成する予定にしている。

なお、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の推進に当たっては、国自らの公共事業等の推進をはじめ、地元復興事業への支援が不可欠であることから、後に述べるように、2月16日に開催された国の第1回の阪神・淡路復興委員会において、委員である知事から、その基本方向と目的、基本コンセプトについて説明した。

第3節 緊急復興対策等の推進

「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の検討を進める中で、本格的な復興対策の推進に向けて、道路、港湾、鉄道等のインフラ整備、住宅の復興、産業の復興など緊急の諸課題に対応した戦略的取り組みを推進していくため、1月30日、兵庫県災害対策総合本部の組織改正を行い、新たに震災復興本部を設置し、以後、総合企画や新都市建設、新生活と新産業の創造、施設復旧などの進め方について精力的な検討を重ねている。

以下、復興のための緊急戦略的課題である一緊急インフラ整備3カ年計画、緊急住宅（住宅再生）3カ年計画、産業復興を中心に、取り組みの状況及び今後の予定などについて記述する。

1 緊急インフラ整備3カ年計画

今回の大震災は、国土軸の中心に位置しわが国物流の大動脈をなす地域の生活、産業活動、都市機能を壊滅させたことから、その影響は日本全体の活動にも及ぶものであり、このまま長期化すれば、人口流出や産業の空洞化、諸機能の海外流出などが懸念され、日本経済に悪影響が生じかねない。

このため、県民生活や産業活動の基盤となる交通や都市のインフラの早期復旧に全力をあげるとともに、災害に強い都市づくりを進め、防災機能を備えたライフラインや新産業・高度情報インフラの整備を緊急に進めなければならないとの認識のもとに、2月に入り、道路、港湾、鉄道、空港、防災インフラ、情報ハイウェイなどにかかる戦略的な復旧・復興の進め方について本格的な検討を開始して、災害に強く安全な広域道路網計画の策定を進めることとするなど、今後、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の検討とあわせて具体化を図ることとし、これら緊急インフラの復旧・復興にかかる基本的な方針を3月中に定め、重点的な復興整備を進めていくことにしている。

2 ひょうご住宅復興3カ年計画

倒壊建物は、震災発生後調査が進むにしたがって増大の一途をたどり、1月30日現在で83千棟あまり、2月9日には144千棟余にもなることが判明した。

こうした中、避難住民で入居を希望する全世帯に応急仮設住宅を確保することを基本に、被災市町と一体になって順次用地を確保して建設の発注を行っており、あわせて入居の申し込み、入居決定手続きを進めており、一部は入居を開始したところもあるが、目標の4万戸の完成は4月になるものと思われる。

しかしながら、応急仮設住宅は、あくまでも本格的な住宅の復興がなされるまでの言わば暫定的な措置であり、また、住宅は県民の生活活動の本拠になるものであることから、今後は、緊急に住宅の復興計画を作成して強力に推進していかなくてはならない。

このため、震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にやさしい安全・快適で恒久的な住宅の供給を進めるとの方針を決定し、今後3カ年間におおむね10～14万戸の復興住宅が必要であるとの認識のもとに、21世紀初頭を展望した県の新しい住宅政策の総合的、体系的な指針としてかねてから検討を進めていた「ひょうご住宅マスタープラン」を前

倒して、住宅再生3カ年計画（後にひょうご住宅復興3カ年計画と名称を変更）を策定することとし、2月8日には、学識経験者をはじめ、住宅関連の公的団体や民間団体・事業者の代表、行政機関代表や海外関係者からなる「ひょうご住宅復興会議」（座長 巽和夫京都大学名誉教授、委員48名）の設置について方針を決定し、16日に第1回の会議を開催して、住宅再生にかかる県の基本的な考え方を提示し、各委員からさまざまな提言や意見が出された。

今後の予定としては、3月中に基本的な方針の取りまとめを行い、6月中には、ひょうご住宅復興3カ年計画を策定する予定になっている。

こうした住宅の復興を進めていくためには、何よりも災害に強い防災構造をもつ都市基盤を整備した都市づくり、まちづくりが不可欠である。

このため、震災復興にかかる都市計画を円滑に進めるため、まず神戸市が、2月1日付けで、中央区の三宮地区をはじめ、東灘区森南地区、灘区JR六甲道駅周辺地区、兵庫区松本地区、長田区の御蔵通・菅原通地区及びJR新長田駅周辺の6地区233haを対象に、建築基準法による建築制限を、当面震災後1カ月に当たる2月17日まで実施した。同じく西宮市においても、阪急西宮北口駅北東地区及び森具地区約44haを、2月1日付けで指定した。さらに、芦屋市、宝塚市及び北淡町については、2月9日付けで、芦屋市は西部地区及び中央地区の約35ha、宝塚市は、阪急売布神社駅前地区、同仁川駅前地区及び同宝塚駅前地区の4.1ha、北淡町は富島地区の21haについて、県が当面2月17日までの間の措置として指定した。今後、さらに1カ月を超えない範囲で期間の延長を検討しているが、この期間内に、これらの地区の震災復興事業に関する都市計画について、ゾーニングや基幹的な都市施設などの骨格的な部分を決定する予定にしている。

3 産業復興

本県産業活動の中核地域に壊滅的被害をもたらした大震災から早期に立ち上がり、被災産業の事業再開や地場産業の復旧を図ることは、産業の空洞化を防止して兵庫の産業活動を回復させ、また、わが国全体の産業発展にも大きなプラスをもたらすものである。

このため、今後の産業復興に当たっては、今回の震災で甚大な被害を受けた鉄鋼、造船等の本県基幹産業をはじめ、ケミカルシューズやゴム、酒造等の地場産業、商店街や小売市場などの再建を支援して既存産業活動の一日も早い復旧を図るとともに、21世紀の成熟社会に向けて持続的発展を確実にするため、新産業の創造、国際経済交流の推進などにより新たな産業構造を構築し、本県産業構造の高度化を図っていくこととして、検討を進めている。

まず、先に述べたように、中小企業の事業再開への支援を中心とした復旧対策に全力をあげる中で、産業界自らが復興について考え行動する場として「産業復興会議」の設置について地元経済団体等と調整を開始し、2月に入り、県内の主要企業や地元経済団体等の経済界代表からなる「産業復興会議」（座長 牧冬彦兵庫県商工会議所連合会・神戸商工会議所会頭、委員は41名、学識経験者及び行政関係者12名は顧問として参加）の設置を決定し、2月5日には第1回の会議を開催して幅広い観点からの意見・提言を得て論議を行うとともに、同会議として国に対する緊急要望を行うことを決定した。

国への緊急要望事項は、特別法の制定をはじめ、産業基盤の早期復旧、ライフラインの早期復旧と公益事業の復旧に対する財政支援、工場等制限法の撤廃等規制緩和の促進、そして、被災企業の円滑な事業復旧のための金融、税制面を中心とした支援措置などとなっており、2月6日に座長から村山首相に要望を行った。

今後の産業復興戦略については、産業復興会議のもとに設置された産業再生計画委員会（学識経験者、経済界及び行政関係者12名、委員長新野幸次郎元神戸大学学長）において、第1回会議での意見や提言を踏まえ論議を重ね、3月下旬の第2回産業復興会議において中間報告（基本方針及び緊急支援措置）の取りまとめを行い、6月中旬には最終報告を取りまとめていくこととしている。

4 外国人県民復興会議の設置

今回の震災では、外国人県民も大きな被害を受けたが、国際交流先進県として地域の国際化に取り組んできた本県として、国際都市・神戸を中心とする被災地域の復興に当たっては、世界に開かれ世界の人々と共に生きる国際性豊かな地域づくりを日本人県民と外国人県民が協力して進めるべく、広く外国人県民の視点からの提言を得るため、2月9日の震災復興本部会議において、各総領事館関係者や外国人団体代表者、外国人学校関係者や学識者、国際交流団体関係者などからなる外国人県民復興会議（座長 芹田健太郎神戸大学教授、委員は41名）の設置について方針を決定した。

そして、2月17日には、第1回会議を開催、外国人学校の復旧への支援、生活情報の提供、国際交流や国際理解、留学生対策など幅広い観点からの意見や提言が出された。

今後の予定としては、会議を開く一方で各委員や在関西総領事等からの意見聴取を行い、4月下旬には最終提言を取りまとめることとしている。

5 その他の分野別復興会議の設置

既に発足した産業復興会議(2/5)、住宅復興会議(2/16)、外国人県民復興会議(2/17)以外にも、今後、保健医療福祉や交通基盤など、必要に応じて分野別復興会議を設置して、専門家による検討を行いながら、その成果を「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」の中に反映させていくこととして、鋭意作業が進められている。

第4節 震災復興基金構想の推進

今回の大震災は、被災地域住民の生活はもとより、住宅、商工業等の事業活動に計り知れない被害をもたらしたため、その再建のためには、既存諸制度による財政的な支援をはじめ、国による新たな制度の創設が不可欠であるが、国においても、県の緊急要望を受けて、生活再建や事業再建のための資金対策、また住宅ローン対策などについて、さまざまな制度の拡充や創設がなされ、また、目下前向きに検討されている。

しかしながら、被災地の人口が300万人にも及び、また家屋の倒壊が1月末現在で9万戸にも及ぶ状況の中で、被災者の個別具体的なニーズに対応しながらその救済を図り、自立復興を支援していくために

は、上記の制度に加えて、被災者の生活の安定に寄与する復興基金を創設する必要があるとの考えに達した。

このような復興基金は、長崎県の雲仙普賢岳災害のときに設置された(財)雲仙岳災害対策基金(630億円)の例などがあるが、今回の震災の被害規模からして、その基金規模は非常に大きなものになることから、2月に入り、国に対する緊急要望事項として、兵庫県南部震災復興基金(仮称)の設置について国の財政措置を求めた。

復興基金の内容については、県と神戸市が共同で基金団体となる財団法人を設立し、基金造成目標額を3千億円として、その財源は交付税措置が見込まれる地方債を主たるものとし、被災者の救済と自立を支援するとともに地域の総合的な復興に寄与するため、被災者の生活安定支援、被災者の住宅再建や確保への支援、中小企業事業再開支援などの基金事業を実施しようとするものである。

その後、倒壊家屋が14万戸を超えるなど被害規模の拡大が判明したため、基金規模の倍増をめざして、現在、国と鋭意その協議調整を進めているところである。

第5節 阪神・淡路震災復興特別措置法の提案

阪神・淡路大震災は、わが国の工業生産、国際物流の重要な基地であるとともに、300万人を超える人口を有する神戸・阪神大都市圏、並びに、豊かな歴史と自然の中世界に開かれた公園島としての整備が進む淡路地域を一瞬にして崩壊させ、産業活動や都市機能の麻痺など壊滅的な被害をもたらすとともに、関西、わが国全体の経済や産業、社会活動に停滞を生じさせるなど多大の影響を与えた。

この廃墟の中から立ち上がり、一日も早い復旧を実現するとともに、明日に向けた復興を図っていくためには、国と地方、官と民をあげた取り組みが不可欠である。

また、復旧・復興は、緊急かつ重点的に、総合的かつ計画的に推進していかなければ、人口流出による都市の衰退化、産業流出による空洞化などが懸念される。

こうしたなか、国においては、復旧・復興に全力を挙げて取り組むことを基本に、1月22日には小里阪神・淡路大震災対策担当大臣が、復興のための特別立法の必要性について検討するよう指示、以後、被災者救済や復旧のための特別法を最優先に検討が重ねられた。

県においても、震災直後から、災害復旧対策にかかる特例措置について強力に要望するとともに、26日以降、従前の復旧手法に加え大胆な発想による新たな法制度の整備を行うよう新規立法を求めるとともに、県としても、被災地域内における新都市整備をめざしたハードなまちづくりと、そのための新しい事業手法や財政措置を中心とした震災復興特別措置法の制定に向けて具体的な検討を進めた。

一方、「阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)」に向けた検討が進むにしたがって、この特別措置法については、ハードなまちづくりだけではなく、税制や財政、金融などのソフト施策も含めたものとして、沖縄振興開発特別措置法の例に習ったものにしていく必要があるとの考えに達し、2月に入り、国に対して、阪神・淡路震災復興計画の策定と一体的な法制度として制定するよう要望活動を展開した。

その後、国において、被災者に対する税の減免措置など緊急を要する特別立法を中心に検討が進めら

れるとともに、被災地域の復興に関する政府の方針や復興本部の設置などを内容とする阪神・淡路大震災復興法案の検討が進められ、2月17日には、税の減免関連3法案をはじめ、被災地における都市再開を促進するための「被災市街地復興特別措置法案」、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法案」が国会に提案された。

今後とも、阪神・淡路地域の震災復興にかかる統括的な法律として、阪神・淡路震災復興特別措置法が早期に制定されるよう、国に対して積極的な働きかけを行っていくこととしている。

第6節 復興への確かな前進を

未曾有の大震災から1カ月を経て、いま被災地では、長引く避難所生活、ライフラインや交通復旧の長期化などきわめて厳しい状況にありながらも、共に励まし合い助け合いながら、官民あげた復旧・復興への取り組みが懸命に進められている。

被災者の生活再建や事業の再開、応急仮設住宅の建設などへの明るい兆しも見えており、今後とも、一日も早い復旧に向け、県としても、国の支援をいただきながら、関係市町と一体になって全力をあげていくこととしている。

また、21世紀に向けた復興には、災害に強いモデル防災都市づくりを基軸に、民自律・分権の理念に基づき、阪神・淡路地域の県民の総力を結集した取り組みを進め、国自らの積極的な事業実施を促しつつ、先導的かつ意欲的な施策展開に努めることとしている。

こうした中、2月16日に開催された第1回の国の阪神・淡路復興委員会において、知事は、今回の震災の壊滅的な被害状況、復旧対策への取り組みについて説明するとともに、今後の復興について、阪神・淡路復興計画にかかる基本的な考え方を始め、緊急に取り組むべき戦略的課題として、緊急インフラ整備3カ年計画、緊急住宅3カ年計画、産業復興などを挙げ、阪神・淡路震災復興特別措置法の制定が不可欠であることを訴えたところである。さらに、阪神・淡路復興計画を達成していくための国の支援策として、公共投資基本計画の別枠設定や財政特例措置、民間主導の復興を促進するための税制・金融上の措置、規制緩和パイロット自治体制度の創設などを提言した。

今後、この復興委員会において、復興のためのハード・ソフト両面にわたる課題について、県として積極的に提案、要望等を行いながら、希望に燃えた明日への復興に向かって確かな前進を図っていく考えである。

いずれにしても、被災地域の本格的な自立復興に向けては、いままさにその緒についたばかりであり、これから幾多の厳しい道程があると思われるが、県と被災市町が一致協力しながら、被災者はもとより、550万県民が心をつなげて、21世紀への兵庫の復興を図っていくこととしている。

第5章 阪神・淡路大震災の教訓

このところ、近畿地方では比較的地震が少ない時期が続き、今回の被災地でも昭和27年の吉野地震で震度4を記録して以来、大きな地震は皆無であった。こうした中で、突然に襲った激震は、現代日本の大都市部における直下型地震として、過去に例を見ないものであったうえ、地震に対する意識や備えが十分ではなかったこともあって、結果的に5,000人を超える犠牲者を出すなど、大きな被害をもたらした。まずもって、このことに対する厳しい反省が必要であり、阪神・淡路大震災は、その被害の大きさとともに、防災対策上の新たな問題を数多く提起した点でも、わが国の災害史に永く記録される地震となろう。

この地震の教訓をいかに正しく学び取り、将来に生かしていくかということが重要であり、ソフト・ハードの両面から、災害に強い豊かなまちをつくりあげていくことは、われわれに課せられた大きな使命であるといえよう。そうした認識のもとに、今回のケースを分析して、反省点を明らかにするとともに、今後の防災対策に向けたいくつかの課題を抽出することによって、今後に向けた教訓としていかなければならない。

(1) 地域防災マニュアル

まず、こうした大地震の被害を最小限に食い止めるためには、平時からの予防対策をベースに、いかに迅速、的確な応急対策を講じるかということがポイントとなる。その基本となるのが地域防災計画であるが、本県では昭和62年に、震災対策計画編を本編とは別に作成するなどそれなりに地震対策は講じてきた。ただ、南海地震、北但馬地震など過去に起きた地震をベースにしているため、震度5～6は想定していたものの、今回のような県庁所在地周辺での直下型大地震まで想定していたわけではない。また、災害対策本部が機能しない場合に、その代替機能をいかに確保すべきかといった視点も欠落しており、マニュアルにない事態の発生に、一時的にせよ、十分な対応ができない状況に陥った。こうした経験から、現行地域防災計画の改定を進め、いかなる状況にも的確に対応しうる地域防災マニュアルを確立する必要がある。

(2) 初動体制

災害による被害の拡大を最小限に抑えるのは、時間との勝負であり、いかに的確に状況を把握し、人的、物的手段を有効に活用するかにかかっている。今回の震災は、まさにその中枢部に対する直撃であったことから、多くの教訓を残した。

ア 情報収集・伝達システム

災害対策本部を設置した前後から、被災状況等災害情報の把握に努めたものの、それは極めて困難であった。一般加入電話は回線輻輳、故障等に加え、全国から災害対策本部事務局あての電話が殺到したことから、関係機関との情報交換にほとんど利用できない状況に陥った。加えて、兵庫衛

星通信ネットワークシステムが電源故障のため一時不通になったほか、消防庁との防災無線も受信装置室の損壊により不通となり、初期の段階では、マスコミ情報に頼らざるを得ない状況であった。こうした事態を防止するためには、衛星通信ネットワーク機器の管理強化、有線電話や行政電話の活用、市町・警察・自衛隊とのホットラインの敷設、固定監視カメラ等、二重、三重の措置を講じるとともに、今回のように、被災市町が現場の対応に追われて、被害状況を十分に把握できない場合には、それをバックアップするシステムとして、逆に国から被災県、市町といった逆方向の情報収集・伝達の仕組みを整備していく必要がある。

イ 人員体制

今回の地震により、多くの職員が居住する地域では交通網がことごとく切断され、電話連絡も困難な状況になった。また、職員自身が被災するなど、震災当日は20%弱の人員しか確保できなかった。こうしたことから、消防関係職員の24時間常駐体制による連絡網の整備、個々の職員の災害時の役割分担の徹底、参集要員の居住地への配慮といったことが必要である。

一方、震災や風水害等の自然災害はもとより、大規模な事故災害や社会的不安をもたらす大事件などの緊急事態に対して、危機管理体制の充実強化を図り、被害を最小限に止め、また、県としての確かな対応を進めるための24時間体制のトップマネジメント機能の確立が必要である。

(3) 関係機関との連携強化

今回のような災害に迅速、的確に対応するためには、行政、消防、警察、自衛隊、医療機関等関係機関が連携し、一体となって応急対策を推進することが必要である。しかし、これまでこれほどの大規模な災害の経験がなかったこともあって、お互いの連絡調整が十分でなかったり、協力体制の構築に時間を要するといった面もみられた。

今後は、日頃から情報交換等を通してお互いの意思疎通を深めるとともに、事前の綿密な計画の作成、手続き面の整備、通信機器の充実等について検討を進めるほか、関係機関が一体となった実効的な防災訓練の実施などを通して、その連携強化を図る必要がある。

(4) 広域防災体制の整備

近畿圏では、平素から近畿府県災害対策協議会を組織し、情報交換や緊急の場合の災害備蓄物資等の相互協力について検討していたことから、防災担当職員の緊急派遣、防災ヘリコプターの応援、緊急救援物資の搬送等の協力を得た。しかし、近畿ブロックにおいて、府県をまたがる大規模災害に対する広域的な連携体制の構築にまでは至っていなかったことから、必ずしも円滑に進んだわけではない。そこで、これを教訓に近畿圏の広域防災計画の策定と広域防災訓練の実施に向け、各府県が連携して作業を進めるとともに、被災県での確かな状況把握が困難な場合、周辺府県で情報把握を行い、独自の判断で出動できるシステムについても検討する必要がある。

(5) 消防対策

県内の消防ポンプ自動車、救急車、防火水槽など消防防災施設及び設備の水準は、全国平均を上回っていたものの、今回の震災では各所で発生する火災に消防ポンプ車が足りなかったうえ、水道が広い範囲で断水したことから、火災がどんどんと広がっていった。こうしたことから、大型防火水槽の設置、海水利用型消防水利システムの導入等、防火施設整備の充実が必要である。

(6) 避難・救護対策

今回の震災では、避難住民が約30万人にも及び、避難生活が長期にわたって続くという事態となった。そのため、避難場所、飲料水、食料、毛布、仮設トイレ等、早期にかつ大量に確保する必要に迫られ、地域防災計画に基づき、国、地方自治体、関係機関等の協力を得ながら、鋭意取り組みを進めたが、その過程でさまざまな課題も明らかになった。

ア 避難施設

避難施設と避難経路の周知徹底、高齢者等災害弱者への細かな配慮等が必要である。

イ 物資・食料供給

必要物資の計画的備蓄、援助物資の備蓄基地の明確化、緊急物資の輸送路の確保と配送システムの確立等が必要である。

ウ 医療対策

被災により診療不能となった医療施設が少なくなかったほか、医療従事者の不足に加えて停電、断水等のため、高度医療機器が使用できないといった問題に直面した。こうした実態を踏まえ、大規模災害時に即応しうる医療体制の整備を図る必要がある。

(7) ボランティア活動の活用・支援

今回の震災では、多くのボランティアが駆けつけ、医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、清掃、高齢者・身体障害者介助等各分野で献身的に活動を行った。このことは、共に生きるということを基本に“こころ豊かな兵庫”の実現をめざしてきた県政の理念が、多くの人と共有し合える思いであることを改めて確認できるなど成果も大きかったが、延べ100万人にも及ぶボランティアの参加は初めてのことであり、これらをうまくコーディネートする仕組みが十分ではなかった。今後は、これらの人的資源を災害時の組織運営の中にどう位置づけていくかといったことや拠点施設のきめ細かな配置による需給調整の円滑化、幅広いニーズに対応しうる民間相互のネットワークづくりなどについて、検討が必要である。

(8) 防災分野における国際協力

今回の震災では、国内はもとより海外からも、スイス救助犬、フランス災害救助特別部隊、イギリス国際救助隊等の人的支援、あるいは水、毛布、テント、義援金などの物的支援が多く寄せられた。しかし、救助現場では、救助隊に対する知識や情報の不足、経験の違い等から、必ずしも円滑にはい

かない点もみられた。今後は、情報交換や人的交流等を積極的に行うなど国際的視野に立って、防災協力体制を考えていくことが必要である。また、物的支援も含め、スムーズな救援活動を進めるためのマニュアルづくりも有効であると考えられる。

(9) 耐震基準の強化等

今回は大都市を直撃したということもあって、電気、水道、ガスなど被害が広範囲にわたるとともに新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通・地下鉄が損壊し、生活必需基盤（ライフライン）が壊滅的な打撃を被った。このことは、耐震設計のレベル、対象範囲といった問題や活断層の位置、地盤などを十分に調査、検討して施設整備を図っていくことの重要性を改めて提起した。今後、経済社会・生活の基盤となるインフラストラクチャーの耐震基準の強化を図ることが必要である。

また、防災教育、訓練、調査・研究活動等を通して危機管理に関する意識の高揚を図るとともに、国際的な視野に立って防災拠点を整備し、災害発生時に救急・救援活動の拠点機能や中枢部のバックアップ機能を果たし、平時には防災に関する総合的な研究や人材育成を推進するなどソフト、ハードの両面から災害に強いまちづくりを進めることが肝要である。

以上述べてきたように、今回の阪神・淡路大震災は、関東大震災以来という甚大な人的・物的被害の発生とともに、地域防災体制をめぐる数多くの問題点を提起したところである。

今後は、風水害はもとより、地震などの突発的な自然災害の発生に対しても、あらゆる事態を想定した防災マニュアルのもと、その危機管理や緊急の対応に万全を期していくことが不可欠である。

また、一人自然災害だけではなく、大規模な事故災害や社会的不安をもたらす恐れのある事件などに対する危機管理体制の整備も急がれる。

今後、こうした事態に的確に対処していくためには、ハードなまちづくりの基盤において地域の防災機能を高める中で、防災のための諸施設の緊急かつ重点的な整備を図るとともに、ソフト面においては、各般にわたる防災システムの整備、防災にかかるマネジメント機能の充実などを図っていかねばならない。そして、何よりも肝要なことは、防災に対する県民の意識を高め、地域の防災力の向上を図っていくことである。

震災後1カ月という限られた期間での検証ではあるが、今後の県の防災対策見直しに当たっての主な視点は、おおむね次とおりであろう。

(1) 地域防災機能の強化（ハードなまちづくり）

ア 多核ネットワーク型都市構造

イ コミュニティ、街区、地域の防災構造の強化

- ・緑地空間、遊水空間、防災帯の整備
- ・公共、公的施設の耐震性、防災性の向上

ウ 多重、多元的な総合交通体系の整備とライフラインの確保

- ・格子型高規格道路網の整備と一般幹線道路の整備による複数ルートの確保

- ・耐震性、代替性を備えた幹線共同溝の整備、ライフラインボックスの整備、大容量送水管・雨水貯留管構想の具体化など

(2) 防災施設の整備

ア 防災体制拠点の整備

- ・本部室、要員待機施設の整備
- ・情報収集、解析、伝達機能の拡充（設備、機器）
- ・代替拠点の整備

イ 防災、安全拠点の確保（避難場所、仮設住宅建設用地の確保等）

- ・防災安全街区（公園、地域医療施設、学校、コミュニティセンター等）の設置
- ・地域防災拠点（救援・復旧活動の地域拠点）の設置
- ・広域防災拠点（防災ヘリポート、物資等集積・備蓄基地、自衛隊等救援活動拠点）の設置

ウ 県立防災センターの整備

(3) 防災システムの整備

ア 自治体（県内・近隣）、国等との広域連携・補完・支援システム

イ 民間企業、業界団体等との連携・支援システム

ウ ボランティアとの連携・支援システム

エ 国際協力・支援システム（姉妹州省ほか）

オ 災害情報提供システム（被害、交通、医療、生活情報等）

カ ライフケアシステム（救急医療、救護救援等）

(4) 防災マネジメントの充実

ア 24時間体制（本庁と地方機関）の確保

イ 分野別防災専門家集団の編成

ウ 防災専門職員の養成、職員の防災・危機管理意識の向上

エ 防災関係機関連絡協議会及び地域防災協議会の設置運営

オ 防災マニュアルの作成

カ 防火訓練の実施

(5) 地域防災力の向上

ア 県民の意識啓発と防災教育の充実

イ ボランティアの養成

ウ 防災コミュニティの育成

エ 企業の地域防災活動への貢献